

令和5年7月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和5年7月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和5年7月25日(火) 午後3時30分から午後3時50分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩	委 員 :	4 番 :	南波 雅子
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	10番 :	忠 貞夫
委 員 :	11番 :	川上 勝之	委 員 :	12番 :	今井 輝子
委 員 :	13番 :	馬場 勝	委 員 :	14番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(7人)

委 員 :	中条 :	15番 :	佐藤 隆	委 員 :	中条 :	16番 :	高橋 一栄
委 員 :	乙 :	17番 :	小泉 正				
委 員 :	築地 :	19番 :	小熊 威	委 員 :	築地 :	20番 :	浮須 宗之
委 員 :	黒川 :	21番 :	今井 明	委 員 :	黒川 :	22番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(1人)

委 員 : 乙 : 18番 : 石栗 博美

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 : 佐藤利勝、参事 : 高橋知也、主任 : 奥村亮

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和5年7月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、11番川上勝之委員、12番今井輝子委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、6月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>7月18日、7月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様にご覧いただき審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、宅地拡張のための転用が1件、住宅建築のための事業計画変更が1件、山砂採取のための一時転用が1件、砂利採取のための一時転用及び事業計画変更が1件であります。</p> <p>1番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の休耕田において、宅地拡張のための転用で、申請面積の20㎡を贈与するものであります。</p> <p>2番の案件は、都市計画用途地域である住吉町地内の休耕畑において、住宅を建築するための事業計画変更で、今回申請者が住宅を建築する際に、申請者の父が昭和60年12月に住宅建築の為に許可を受けておりましたが、資金調達が困難となったため住宅を建築せずに現在に至っていたことが判明したものであります。今後はこのような事態とならないよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の顛末書が添付されていることを申し添えます。申請面積は330㎡、建築面積は177.46㎡であります。</p> <p>3番の案件は、高野地内の田から砂利採取のための一時転用で、冬期間の積雪で予定の工期より遅れが生じたことで期間を延長する事業計画変更の申請であります。採取期間は令和4年3月25日から令和5年9月24日までの許可を、令和5年12月24日までとするものであります。面積の変更等はありません。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>4番の案件は、中村浜地内の畑から山砂採取のための一時転用であります。合計10筆、所要面積は6,745㎡、採取期間は許可の日から1年間とするものであります。</p> <p>この案件については、面積が3,000㎡を超えていますので、県農業会議に諮問する案件となっております。</p>

	<p>第1号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>4ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、12番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
12番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第1号議案は、宅地拡張のための転用が1件、住宅建築のための事業計画変更が1件、砂利採取のための事業計画変更が1件、山砂採取のための一時転用が1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案の1番から3番については、県農業会議に諮問せずに許可し、4番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第1号議案の1番から3番については県農業会議に諮問せずに許可し、4番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和5年7月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和5年7月25日

議 長 \_\_\_\_\_

11 番 \_\_\_\_\_

12 番 \_\_\_\_\_